

山梨県公報

第二千十号

平成二十二年

一月十四日

木曜日

目次

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	七
保安林の指定の解除の予定	七
山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正	七
換地計画の適当決定	八
道路の区域変更(二件)	八
道路の供用開始(二件)	九
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	九
建築基準法に基づく道路位置指定	二
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	二
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	二
大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出	二
土地改良区役員の退任	三
開発行為に関する工事の完了について	三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	三
正 誤	
昭和六十年二月十三日付号外第十五号中	三

告 示

山梨県告示第三号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十二年一月十四日

山梨県総合県税事務所長 丹 澤 博

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社柳屋	山梨県都留市下谷二丁目一六	平成二十一年十一月三十日

山梨県告示第四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十二年一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 解除に係る保安林の所在場所
南巨摩郡南部町福土字西根熊一五九〇五の七、一五九三二の二、一五九三二の三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山梨県告示第五号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十二年一月十四日から適用する。

平成二十二年一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

1の表に次のように加える。

その他の機械器具又は設備	1時間		
	紫外線強度計		390円
	電磁式ふるい振とう機		180円
	分光放射輝度計		980円
	デジタル照度計		220円
	自動車強制御機能付秘密閉型製造タンクユニット(30リットル8連)		460円
	高速振動試験粉砕機		100円

試験用研削式精米機 三口ロートム 回転曲げ疲労試験機（室 温試験） 同（高温試験） 冷却小型遠心機 超音波映像装置 オクターゼット エックヌ線CT装置 真空遠心铸造機 パルプサイジングスチ ム 型紙入力装置 型紙出力装置	440円 860円 540円 560円 230円 2,950円 900円 2,880円 2,050円 850円 360円 440円
---	--

2の表貴金属及び宝鉱石の部に次のように加える。

繊維（ ニット 製品及 びその 原材料 を除く 。）	スナツ グ試験	1試料	900円
--	------------	-----	------

2の表貴金属及び宝鉱石の部定量分析（主成分又は全成分）の項の次に次のように加える。

分光反 射率試 験	1件	900円
-----------------	----	------

山梨県告示第六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、北杜市長から認可申請のあった花水地区後田工区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

- なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成二十二年一月十四日
- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
 - 二 縦覧期間
平成二十二年一月十五日から同年二月十二日まで
 - 三 縦覧場所
北杜市役所
 - 四 異議申出期間
平成二十二年二月十三日から同年二月二十七日まで

山梨県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び新環状・西関東道路建設事務所において、この告示の日から平成二十二年二月四日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧 新		敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
	旧	新		
山梨市東字下河原官有無番地先から 山梨市万力字寺ノ前官有無番地先まで	九・二丁 三三・八	九・二丁 三三・八	四一五五・七	四一五五・七
	新	九・二丁 三三・八 一一・四丁 九五・〇		

山梨県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所において、この告示の日から平成二十二年二月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	新	旧	
甲州市塩山上萩原字裂石二七一五番の二六地先から 甲州市塩山上萩原字裂石二七一五番の二六地先まで	七八・二〇 八七・〇	二二・八〇 八七・〇	四五・〇

山梨県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年二月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	北杜八ヶ岳公園線	北杜市高根町五町田字御所七七 三番の四地先から 北杜市高根町五町田字御所八八 二番地先まで	一一〇・〇	平成二十二年一月十四日

山梨県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年二月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	葦崎増富線	北杜市明野町大字浅尾新田字古 屋敷三六一六番の一地先から 北杜市明野町大字浅尾新田字踊 石一七七八番の一地先まで	二七三・〇	平成二十二年一月十四日

山梨県告示第十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 (図面省略)
	在華	在華		
山梨市	1	2	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	芦ノ沢		急傾斜地の崩壊	

西源寺入沢 2	西源寺入沢 1	打越沢	在華入沢 2	在華入沢 1	在華沢	中野入沢	上道	塩平 2	塩平 1	塩平 の3	漆川 の2	漆川	塩平	塩平 の2	古宿の2 2	古宿の2 1	古宿	古宿
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

北原沢	第二漆川	下道沢	北ノ入沢	上道沢	藤ノ戸沢	上道北原沢	生捕沢	第二生捕沢	東北原沢	所平東沢	所平西沢	湯沢	ブナヨコテノ沢	西窪沢	芦沢川 2	芦沢川 1	押出川	古宿沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

山梨市												市町村名			
塩平 の 3	漆川 の 2	漆川	塩平	塩平 の 2	古宿 の 2 2	古宿 の 2 1	古宿	古宿	芦ノ沢	在華 2	在華 1	土砂災害特別警戒区域の名称	漆川 2	漆川 1	大沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり (図面省略)												土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項			

漆川 2	大沢	北原沢	第二漆川	第二生捕沢	東北原沢	所平西沢	ブナヨコテノ沢	西窪沢	押出川	古宿沢	打越沢	在華入沢 1	在華沢	中野入沢	上道	塩平 2	塩平 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山梨県告示第十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置
笛吹市御坂町八千蔵字居屋敷一九九番四
- 二 道路の幅員
六・〇メートル
- 三 道路の延長
三七・八〇メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 かんむら
 - 2 代表者の氏名 岡秀行
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市上町千四百六十一番地一
 - 4 定款に記載された目的
この法人は地域に暮らす全ての住民に対し、年齢や障害の有無やその度合いに関わらず、誰もが支えあい安心して地域で暮らすことが出来る、共生とまちづくりを
目指し、もって地域社会に貢献、寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十二年一月五日から同年三月四日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 People To People International 山梨
 - 2 代表者の氏名 グッチョウ弥生
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市若松町七番六号
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、この事業に関わる者に対し、異なる国や多様な文化の人々との教育、文化、交流活動に関する事業を行い、国際理解と国際親善・国際平和に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十二年一月五日から同年三月四日まで

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十二年一月十四日

山梨県知事 横内正明

届出者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称	住 所
一	氏名又は名称 葎崎ショッピングセンター協同組合 代表理事 小野富義	山梨県葎崎市若宮一丁目二番五十号
	代表取締役 清水勝仁	山梨県葎崎市若宮一丁目二番五十号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 葦崎ショッピングセンター
 (二) 所在地 山梨県葦崎市若宮一丁目千三百八十三番二十二
 2 廃止する年月日
 平成二十一年十二月二十日

三 届出年月日
 平成二十一年十二月十八日

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成二十二年一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理事	中村 照人	山梨市落合二五九番地	平成二十一年十二月二十八日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十二年一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡昭和町河東中島字村下一八八七の一、一八八七の四及び一八八七の五の区域

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 中巨摩郡昭和町河東中島千八百八十六番地 山下義竜

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事は、完了した。
 平成二十二年一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡昭和町上河東字横田五四三の七六の一部、五四三の七七、五四三の七八、五四三の八四、五四三の八五、五四三の一一六、五四三の一一七、五四三の一一八、五四三の一一九、五四三の一二〇、五四三の一二一、五四三の一二二、五四三の一二三、五四三の一二四、五四三の一二五、五四三の一二六、五四三の一二七、五四三の一二八、五四三の一二九、五四三の一三〇、五四三の一一五の四八の一部、一一五の四九、一一五の五〇、一一五の五一、一一五の五二、一一五の五三の一部、一一五の五四及び一一五の六〇の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置 及び 区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地の二 昭和町長 角野幹男

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

昭和六十年二月十三日山梨県告示第四十九号（山梨県モーター類似施設等設置規制指導要綱）

一	下	終わりから七	個室付浴室	個室付浴場
---	---	--------	-------	-------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番